

スポーツの秋と会計

暑かった時期も終わりを告げ、今年もいよいよ秋の季節に入りました。「スポーツの秋」という言葉がありますが、運動会、ボウリング大会など、従業員を対象としたレクリエーションを行う会社も多いかと思われま

このレクリエーション費用ですが、もちろん「福利厚生費」として経費計上できます。ただし、従業員全員を対象とし、費用は社会通念上妥当である場合に限りです。特定の社員のみを対象とした場合は、その社員の「給与」として所得税の課税対象となってしまう。役員に至っては「役員賞与」として扱われ、所得税の課税対象となるだけでなく、経費計上すら認められません。自社の従業員だけでなく、取引先等の社外の人を招待する場合は「交際費」としての処理になります。

自己都合により不参加の社員に、レクリエーション費用の代わりとして現金を支給する場合は、参加者・不参加者共「給与」扱いとなってしまう。また、会社都合による不参加の場合は、不参加者のみ「給与」扱いとなります。また、会社都合による不参加の場合は、不参加者への現金支給というのは避けておいた方が無難でしょう。

(文責：金子)

～適正な借入金額～

担当先の社長より「うちの会社の借入額は適正だろうか?」「銀行がうちの決算書を見てどう評価しているのだろうか?」と質問されることがあります。そこで今回は、借入金額が適正かどうかを見る指標を紹介します。

①借入金対月商倍率・・・

会社の借入金額が、売上高の何ヶ月分あるかを見る指標です。この指標は小さければ小さい程、会社は借入金の手持ち期間が短く財務体質は良いと判断されます。一般的には、月商の3ヶ月分以内であれば問題ないと判断されます。

算式 貸借対照表の借入金短期・長期÷(損益計算書の売上高×12)

②債務償還年数・・・

総借入金を事業活動で生み出されるキャッシュフローにてどれだけの期間で返済出来るかを見る指標です。

この指標では10年以内が理想とされています。

算式 貸借対照表の有利子負債÷(損益計算書の減価償却+営業利益)

③借入金依存度・・・

貸借対照表における総資産に対する借入金の比率を表し、規模や業種で違いますが、50%以下が望ましいとされています。

算式 短期・長期借入金、割引手形÷総資産

以上の指標で算出した数値が仮に悪ければ銀行は改善を要求するのは当然のことではありますが、改善のポイントを数点あげると、売上債権の早期回収、在庫の圧縮、遊休資産の売却などで借入金の圧縮を図るか、または返済原資の拡大として販路の拡大、既存顧客の深耕、仕入原価の引き下げ、経費の圧縮を図るといったところであり

自社の貸借対照表を再度見直し、熟考する機会になればと思います。(文責：前間)

帳簿証憑書類保存期間と

整理保存の理由

今回はちよくちよくご質問を受けることがありますが帳簿証憑書類の保存期間についてと整理保存の理由についてご紹介いたします。

I 整理保存とその理由

「整理保存」とは単に保管しているだけでなく、必要な書類をいつでも速やかに取り出せる状況にあることをいいます。帳簿証憑書類は、税務調査を目前に一夜にして揃えられるものではありません。日頃から帳簿証憑書類を整理保存することを心がけましょう。

では、なぜ帳簿証憑書類を「整理保存」しなければならぬのでしょうか?

その理由は以下の通りです。

①社内管理のため・・・

不正を許さない仕組みを作りましょう。経費の精算は、証拠書類を添付することを義務付けるなど。

②経営管理の効率を高める・・・

書類の管理ができていない会社は、いつも書類を捜すことに追われています。書類を整理保存することは、整理に多少時間がかかったとしても、全体で見れば効率アップにつながります。過度に時間をかける必要はなく、整理保存ルールを決め、必要最低限の整理で十分でしょう。

③事実を立証するための、具体的な証拠資料となる・・・

経理処理は事実に基づいて行われます。その事実を立証する為の証拠となるのが納品書、請求書、領収書などの証拠書類です。会計伝票に起票したからといって捨てていいものではありません。

④税法においても規定されている・・・

商法、会社法による会計帳簿の保存期間は、10年、税法による保存期間は長いもので7年と定められています。欠損金の繰越控除を受ける事業年度は9年間の保存が必要です。

II 帳簿証憑書類の保存期間

① 保存期間
上記④で述べたとおり、会社法上は「会計帳簿及びその事業に関する重要な資料」と「計算書類及びその付属明細書」を10年間保存するように規定しています。一方、税法上は帳簿書類について7年間の保存義務を規定しています。

したがって、会社の決算書や総勘定元帳、各種補助簿、仕訳帳などは、会社法に基づき10年間の保存が必要です。領収書、請求書、預貯金通帳他については税法に基づき7年間の保存が必要です。

なお、申告書と税務届出書については、税法上の保存期間の定めはありませんので、決算書と共に永年保存するのが好ましいと考えられます。

② 欠損金の繰越控除の適用

税法上は、上記①で記載したように7年と規定されています。しかし、税制改正により、青色欠損金、災害欠損金及び連結欠損金の繰越期間が、平成24年4月1日以後に開始する事業年度からは、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金の繰越控除の期間が9年間に延長されました。これに伴い、一定の帳簿書類の保存がその適用要件とされていますので、この「欠損金の繰越控除」の適用を受けるには、9年間の保存が必要です。

③ 保存方法

税法上、帳簿書類の保存方法は、原則的に紙での保存になります。したがって、パソコンを使って作成した帳簿書類も原則として紙に印刷して保存することになります。

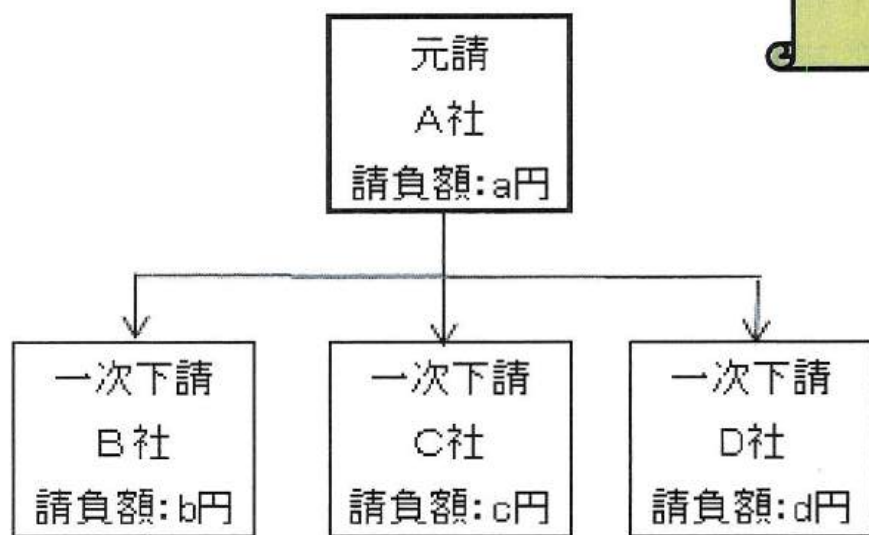
ただし、自己が最初の記録段階から一貫して電磁的記録によりコンピュータを使用して作成する帳簿書類については、サーバ、DVD、CDなどの媒体に記録した電磁的記録(電子データ)のままでも保管することができます。この電磁的記録による保存を行うには、一定の保存要件を満たすと共に、税務署へ申請書を提出し承認を受けることが必要となります。

(文責：辻)

一般の建設業許可と
特定の建設業許可

当事務所は、税理士事務所と行政書士事務所を兼ねております。先日、行政書士の業務である建設業の決算後の変更届から経営審査までを、毎年ご依頼いただいているお客様より「決算が終わりましたので、今年もまた経営審査までお願いします。」との電話がありました。その時に、「建設業の許可が、一般から特定に変わりましたので、経営審査に関しても、何か変わりますか？」との質問を受けました。

「経営審査に関して、県知事許可と大臣許可では変わりますが、一般と特定では変わりませんので。」とお答えしました。そこで、建設業の許可をどうして一般から特定へ変えないといけなかったのか？A社の場合、昨年10月ぐらいから下請けに発注する額が、3,000万円以上になってきたとのことでした。



※下請発注額の合計 (b円+c円+d円) が
3,000万円以上になった。

注) ここで注意していただきたいのは、元請けが発注者から請負う金額に制限はありませんが、下請けに発注する金額が3,000万円以上になる場合は、特定の許可を受けないといけません。

規模の大きい工事を元請けとして受注した場合でも、下請けへの発注金額が3,000万円未満であれば、一般の許可でも大丈夫です。また、下請発注額によって特定建設業の許可が必要とした要件は元請業者に対してのみで、一次下請以下として契約されている建設業者については、このような制限はありません。

*建築一式工事の場合は、上記の3,000万円を4,500万円と読み替えてください。

では、下請発注金額が3,000万円以上になったから一般建設業から特定建設業の許可にすぐに変えることができるか、というところにはできません。特定建設業の許可を取る条件は、一般より難しくなっています。次回は、この特定建設業の許可の条件について述べたいと思います。(文責: 北原)

為替と国際交流

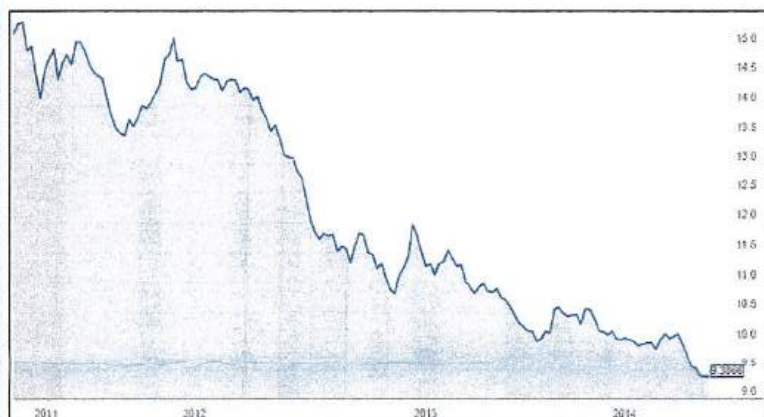


近年、世間を大いに流行らせている韓流、K・POPブーム。しかしここ最近、以前のような盛り上がりが見られず、多少欠けている。その一つの原因として、為替の問題ではないかと思われている。約3年前K・POPブーム全盛期の頃、100円が1500ウォン程度であったが、ここ最近では100円が1000ウォンを下回っている。これにより日本と韓国との間で金銭面の不一致等が発生し、最近ではブームが静まりつつあるのではないかと考えられている。また、ここ最近、来韓する日本人の数が激減しており、2〜3年前は韓国の首都ソウルでは10人に1人は日本人ではないかと例えられていたが、現在は減多に日本人を見かけなくなったという。



しかしその反面、韓国から日本を訪れる者は増加しており、特に輸出や留学生受入等はこちら最近、増えてきているようだ。日本の品、文化を広めるいい機会ではあるが、円安の関係により日本人の海外旅行等が多少慎重になっていることも懸念されている。

(文責: 吉永)



過去3年間 韓国ウォン為替チャート (9/20 現在)

「配偶者控除」廃止も検討
女性の就労拡大を

政府の産業競争力会議は、専業主婦世帯が減税措置を受ける「配偶者控除」などの制度について廃止も視野に見直しを求めるなど、女性の就労拡大に向けた議論を本格化させました。成長戦略の改定に向けてさらに議論を煮詰めていく方針ですが、配偶者控除などの見直しには自民党などから強い反発が予想されます。

具体的には、妻の給与が年間103万円以下の場合、夫が減税措置を受ける配偶者控除の廃止または縮小や、サラリーマンの妻の給与が130万円以下の場合、年金保険料の支払いが免除される、「第3号被保険者」制度も見直し対象としています。

また、介護や家事支援サービスでの外国人活用なども提言に盛り込まれました。

(文責: 過能)

領収書整理のポイント

現在、こちら総務部では「前月分試算表を翌月10日までに回収する」を目標に、お客様ごとに現状を把握し、改善策を考えています。

いきなり翌月10日と言われても難しいと感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、現状どこまでが出来ていて、何が出来ていないのかを把握するだけでも、意外な解決策が見つかるかもしれません。

今回は、効率よく記帳を行うための領収書の整理のポイントを紹介します。

- ・領収書の但し書きは「品代」ではなく、具体的な内容を記入してもらうようにする。
- ・飲食関係の領収書には、参加した者の【氏名及び関係】、【人数】を記入する。
- ・結婚式の祝儀や、葬式の香典については、案内状、御礼状等を保管する。

これらを徹底するだけでも、少しスムーズに記帳を行うことが出来るかもしれません。(文責: 小川)